**９　病児保育事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　眼　　　　点 |
| **１　設備の状況** |  |
| （１）保育室等における必要面積の確保 | ア　保育室の面積は、利用定員１人あたり1.98 ㎡以上、かつ１室あたり8.0 ㎡以上が確保されているか。イ　観察室又は安静室の面積は、乳幼児の安静または隔離の機能を持つ部屋であって、利用定員１人あたり1.65 ㎡以上が確保されているか。 |
| （２）①病児保育の実施に必要な設備 | ア　調理室および調乳室が設けられているか。専用の調乳室が設けられていない場合においては、調理室の一部を調乳室として区画しているか。＊保育所等並びに病院併設の場合は、併設機関のものを使用することも可能とする。イ　給食、おやつはどのように提供しているか。（施設調理・仕出し弁当・弁当持参・その他） |
| （２）②病児保育の実施に必要な設備 | その他、病児保育の実施に必要な設備が設けられているか。＊洗面所、トイレ、沐浴設備、収納スペース、換気設備及び空気清浄設備、冷蔵庫、洗濯機、玩具、薬品庫等が挙げられる。 |
| **２　職員の配置基準** |  |
| （１）職員の配置（病児対応型、病後児対応型） | 看護師等（看護師、准看護師、保健師又は助産師）が利用児童10 人につき１人以上、保育士が利用児童３人につき１人以上の配置となっているか。＊近接病院等から駆けつける等の迅速な対応が可能であれば、看護師等の常駐は要件としない。（保育士等を複数配置すること。）＊医療機関併設型で利用定員２人以下の場合は、子育て支援員研修の「地域型保育」の専門研修を修了している等、病児保育事業に従事する上で必要な知識や技術を習得していると市が認めた看護師等を１人専従で配置し、病児保育以外の業務に従事しており、必要な場合に駆けつける等の迅速な対応ができる看護師等１名を配置することも可能とする。 |
| （２）送迎対応の実　　施 | 送迎対応を実施している場合は、同乗する看護師等又は保育士を配置しているか。 |
| **３　実施状況** |  |
| 1. 実施方法
 | ア　緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（協力医療機関）を選定し、協力体制を構築しているか。イ　医療機関併設型でない施設が病児対応型及び送迎対応を実施する場合、指導、助言を行う医師（指導医）を選定しているか。ウ　病児対応型及び送迎対応を実施する場合、指導医又は協力医療機関（併設医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行っているか。エ　利用した児童の台帳を作成し、保管しているか。＊利用登録申込書、保護者からの病状連絡票、入室する際の医師連絡票、与薬依頼書オ　その他本事業に実施要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しているか。カ　重大な事故が発生した場合、都道府県等へ報告を行っているか。キ　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第６条の３に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めているか。ク　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第６条の４に準じ、児童の送迎等のために自動車を運行する場合には、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認しているか。ケ　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第９条の３に準じ、事業継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めているか。コ　本事業は、感染症に罹患した児童を含む病児を保育するものであることから、常時より次の感染防止のための対策を行っているか。① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。③ 体調不良児対応型を実施する場合においては、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。 |